

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成23年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

柴田東ショッピングセンター

柴田郡柴田町中名生字佐野34-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 山田 寛人

仙台市青葉区中央三丁目3-3

ホームック株式会社 代表取締役社長 柴田 憲次

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号

株式会社マックハウス 代表取締役 栗原 勝利

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社ファミリーナ 代表取締役 杉山 幸治

石巻市南中里二丁目6番22号

株式会社ツルハホールディングス 代表取締役 鶴羽 樹

北海道札幌市北24条東二十丁目1番地24号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈

広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社ジーフット 代表取締役 服部 博幸

愛知県名古屋市中千種区今池三丁目4-10

株式会社トップ・ロードインターナショナル 代表取締役 西村 豊一

東京都渋谷区渋谷三丁目6番2号

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎二
兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 山田 寛人
仙台市青葉区中央三丁目3-3

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

株式会社マックハウス 代表取締役 栗原 勝利
東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社ファミーナ 代表取締役 杉山 幸治
石巻市南中里二丁目6番22号

株式会社ツルハホールディングス 代表取締役 鶴羽 樹
北海道札幌市北24条東二十丁目1番地24号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社ジーフット 代表取締役 服部 博幸
愛知県名古屋市中千種区今池三丁目4-10

株式会社トップ・ロードインターナショナル 代表取締役 西村 豊一
東京都渋谷区渋谷三丁目6番2号

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎二
兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

5 変更の年月日

ホームック株式会社の住所 平成21年6月23日

ホームック株式会社の代表者の氏名 平成23年3月1日

6 届出年月日

平成23年6月7日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び柴田町役場

8 縦覧期間

平成23年6月29日から平成23年10月31日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。